

平成 30 年 4 月 26 日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局） 御中

健康局結核感染症課

麻しん患者報告数の増加に伴う海外渡航者への注意喚起について
(協力依頼)

麻しんについては、平成 27 年 3 月 27 日付けで、世界保健機関西太平洋地域事務局により、日本が排除状態にあることが認定されましたが、その後も海外で感染した患者を契機とした国内での感染の拡大事例が散見されております。

本年 4 月 11 日、海外からの輸入症例を契機として、沖縄県で麻しん患者数の増加が報告されていることを受けて、他の都道府県等への感染拡大が予想されたため、「麻しん発生報告の増加に伴う注意喚起(平成 30 年 4 月 11 日厚生労働省結核感染症課長通知)」において、注意喚起を依頼しているところです。その後、沖縄県内で感染した方が、他県において発症している状況です。

今後、ゴールデンウィークもあり、国内・海外の旅行等により、人の移動が活発化する時期でありますので、海外渡航者への注意喚起のため、別添のとおりリーフレットを作成いたしました。

貴自治体におかれましては、海外渡航者に対して、以下の 2 点について広く周知いただきますようお願いいたします。

1. 麻しんにかかったことが明らかでない場合、渡航前には、麻しんの予防接種歴を母子健康手帳などで確認し（※）、2 回接種していない場合は予防接種を検討すること
※麻しんの既往歴や予防接種歴が不明の場合は抗体検査を検討すること
2. 帰国後には、2 週間程度は麻しん発症の可能性も考慮して健康状態に注意すること

別添 1：麻しんリーフレット（出国前の注意事項）

別添 2：麻しんリーフレット（帰国後の注意事項）

参考

- ・厚生労働省 ゴールデンウィークにおける海外での感染症予防について

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/travel-kansenshou.html

- ・渡航者向けの麻しんの予防啓発活動に「マジンガー Z」を起用

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000172672.html>